

横浜市地域まちづくり推進条例運用基準

趣旨等

- 1 この横浜市地域まちづくり推進条例運用基準（以下「運用基準」という。）は、横浜市地域まちづくり推進条例（以下「条例」という。）及び横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものです。
- 2 この運用基準における用語の意義は、条例及び規則の例によるものとします。

I 地域まちづくりグループの登録

- 1 地域まちづくりグループの登録は、5名以上の市民等により構成される団体であるものとします。
- 2 規則第3条第3項に定める「特定のものの利害を図る活動その他これに類する活動」とは、以下に掲げる活動とします。
 - (1) 特定の事業等に反対を掲げる活動
 - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動
 - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動
 - (4) 「地域まちづくり」を活動の目的として明示していない活動
 - (5) 公益を害する、又は害する恐れのある活動
 - (6) その他市長が不適切と認める活動
- 3 規則第3条の活動対象地域図（A4判）に、地域の境界が明示されているものとします。
- 4 登録簿への登録は、次により運用するものとします。
 - (1) 地域まちづくりグループ登録届出書（規則第1号様式）に基づき、地域まちづくりグループ登録簿（運用基準第1号様式）へ記載するものとし、条例第17条第1項及び規則第31条第1項に基づき、所管課等において閲覧に供するとともに、横浜市ホームページに掲載します。
 - (2) 登録情報は、当該地域まちづくりグループの申し出により、活動実績等の情報を追加して情報公開することができるものとします。
 - (3) 登録グループは、前記(2)の情報の提出をもって申し出るものとします。
- 5 地域まちづくりグループが登録を抹消しようとするときは、地域まちづくりグループ登録抹消届出書（運用基準第2号）を届け出るものとします。
- 6 地域まちづくりグループの登録の延長については、次のとおり、運用します。
 - (1) 登録の延長の有効期間は、2年間とします。
 - (2) 地域まちづくりグループは、登録の有効期間の終了の1箇月前までに地域まちづくりグループ登録延長届出書（運用基準第3号様式）により延長の届け出を行うものとします。この場合、当該届出書の提出は、通信回線を利用して、市長が指定する電子情報処理組織に備えられたファイルに、当該届出書に記載すべき事項に係る電子情報を記録すること（以下「E-mailで担当課あてに送信すること」という。）により行うことができるものとします。
 - (3) 市長は、地域まちづくりグループが2の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認めるときは速やかに、登録の有効期限終了の1箇月前までに地域まちづくりグループから(2)の登録延長の届け出がないときは登録の有効期間の満了時に、登録簿から登録事項を削除するものとします。

7 条例第8条第4項に定める市長の求めに応じて地域まちづくりグループが行う報告は、地域まちづくりグループ活動報告届出書（運用基準第4号様式）により行うものとします。

II 地域まちづくり組織の認定

- 1 規則第5条第2項に掲げる添付する書類は、次のとおり、運用します。
 - (1) 活動計画書に記述する事項
 - ア 地域まちづくりプラン・ルール、地区計画、建築協定等の策定等の計画
 - イ 活動の方針及びスケジュール
 - (2) 活動実績書に記述する事項
 - ア 組織の設立経緯
 - イ これまでの活動経過
 - ウ 活動による成果等
 - エ 関係団体との調整等の状況
 - (3) 会則に記述する事項
 - ア 名称、事務所の所在地、代表者、構成員についての定め
 - イ 会の目的として、地域まちづくりに関する事項の定め
 - ウ 役員その他の定め
 - エ 意思決定の方法に関する定め
 - オ 地域住民等が任意に入会できること又は意見を述べることができることの定め
 - (4) 構成員の属性として記述する事項
 - ア 地域に居住する者、事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりの活動を行う者の別（重複を含む）イ 代表者、役員等の役割
 - ウ 地域まちづくりの活動を行う者の活動内容の概要及びその者の属性（学識経験者、専門家、NPOなど）
 - (5) 活動対象地域図は、次の事項に該当することを要するものとして運用します。
 - ア 地域の境界を地形、地物等により明示していること。
 - イ 地域まちづくりとして合意形成などが想定し得る区域設定をしており、市域又は行政区域の全域といった広域な区域設定をしていないこと。
 - ウ 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。
 - エ 自治会・町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。
 - オ 地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
 - (6) 活動内容の周知状況を示す書類、地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類として記述する事項
 - ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）
 - イ 地域住民等からの意見聴取の方法並びにその結果、意見の内容及びその意見への対応状況
 - ウ アンケートを行った場合、賛成した者の数及び賛成しない者の各意見
- 2 規則第5条第3項第4号の都市整備局長が定める事由とは、次に掲げるものとします。
 - (1) 特定の事業等に反対を掲げる活動を行うものでないこと。
 - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動を行うものでないこと。
 - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動を行うものでないこと。
 - (4) 「地域まちづくり」を活動の目的とする活動を行うものであること。
 - (5) 公益を害する、又は害する恐れのある活動を行うものでないこと。
 - (6) その他地域まちづくりの推進において不適切と認められる活動を行うものでないこと。
- 3 規則第5条第4項の通知（同第6条第2項及び第7条第3項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくり組織（認定・認定変更・認定延長）通知書（運用基準第5号様式）により行うものとします。

- 4 規則第6条第3項の軽微な変更については、次のとおり、運用します。
 - (1) 軽微な変更と認める場合とは、次に掲げる事項とします。
 - ア 地域まちづくり組織の名称の変更（規則再掲）
 - イ 事務所の所在地の変更
 - ウ 代表者の変更
 - エ 構成員の1/2未満の変更
 - オ 町界の変更等による活動対象地域の境界の変更
 - カ その他市長が軽微な変更と認めるもの
 - (2) 軽微な変更の届け出は、地域まちづくり組織認定軽微変更届出書（運用基準第6号様式）を提出することにより行うものとします。この場合、当該届出書の提出は、E-mailで担当課あてに送信することにより行うことができるものとします。
- 5 規則第7条の認定の有効期間の延長は、次のとおり、運用します。
 - (1) 市長は、条例第9条第1項の規定による認定をした地域まちづくり組織が、同項各号に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を延長できないものとします。
 - (2) 市長は、条例第9条第1項各号の要件を満たしていることが明らかでない場合が必要であると認めるときは、当該地域まちづくり組織に必要な書類の提出を求めることができるものとします。
- 6 規則第8条に定める廃止の届け出は、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくり組織廃止届出書（運用基準第7号様式）により市長に届け出るものとします。
- 7 条例第9条第3項に定める市長の求めに応じて地域まちづくり組織が行う報告は、地域まちづくり組織活動報告届出書（運用基準第8号様式）により行うものとします。

Ⅲ 地域まちづくりプランの認定

- 1 規則第9条第1項に規定するプラン案及び同条第2項に規定する添付する書類については、次のとおり、運用します。
 - (1) 地域まちづくりプラン案に記述する事項
 - ア 地域の将来像、地域まちづくりの目標・方針
 - イ 地域まちづくりの実現方策、地域まちづくり事業等の内容
 - (2) プランの区域は、次の事項に該当することを要するものとします。
 - ア 地域の境界を地形、地物等により明示していること。
 - イ 地域まちづくりとして合意形成などが想定し得る区域設定をしており、市域又は行政区域の全域といった広域な区域設定をしていないこと。
 - ウ 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。
 - エ 自治会・町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。
 - オ 地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
 - (3) 地域まちづくりプランに係る活動計画書に記述する事項
 - ア 地域まちづくり事業の実施、協働推進方針の策定等の計画
 - イ まちづくり活動等の計画
 - (4) 活動実績書に記述する事項
 - ア プランの策定経緯
 - イ これまでの活動経過
 - ウ 活動による成果等
 - エ 関係団体との調整等の状況
 - (5) プラン内容の周知状況を示す書類、地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類として記述する事項

- ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）
- イ 地域住民等からの意見聴取の方法並びにその結果、意見の内容及びその意見への対応状況
- ウ アンケートを行った場合、賛成した者の数及び賛成しない者の各意見

- 2 規則第9条第3項第3号の都市整備局長が定める事由とは、次に掲げるものとします。
 - (1) 特定の事業等に反対を掲げるものではないこと。
 - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とするものではないこと。
 - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とするものではないこと。
 - (4) 公益を害する、又は害する恐れのあるものではないこと。
 - (5) プランに基づく活動計画が、プランの内容に沿って適切であり、今後の協働推進方針の策定等に発展するものとして支障等が認められないこと。
 - (6) 賛成しない者などについては、その意見表明の機会が確保されており、その内容が活動実績やアンケートなどの提出書類により明確に確認できること。
 - (7) プランの区域内に一の地権者の大規模な土地がある場合、プランの内容について、当該土地の地権者の理解及び支持が認められること。
 - (8) その他地域まちづくりの推進において不適切と認められるものではないこと。
- 3 規則第9条第4項の通知（同第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくりプラン（認定・認定変更・認定延長）通知書（運用基準第9号様式）により行うものとします。
- 4 規則第10条第3項の軽微な変更については、次のとおり、運用します。
 - (1) 軽微な変更と認める場合とは、次に掲げる事項とします。
 - ア 地域まちづくりプランの名称の変更（規則再掲）
 - イ 現況図、現況データ等の変更
 - ウ 町界の変更等によるプランの区域の境界の変更
 - エ その他市長が軽微な変更と認めるもの
 - (2) 軽微な変更の届け出は、地域まちづくりプラン認定軽微変更届出書（運用基準第10号様式）を提出することにより行うものとします。この場合、当該届出書の提出は、E-mailで担当課あてに送信することにより行うことができるものとします。
- 5 規則第12条に定める廃止の届け出は、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくりプラン廃止届出書（運用基準第11号様式）により市長に届け出るものとします。
- 6 条例第10条第3項に定める周知の方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、当該地域を対象とした新聞紙への掲載その他の当該地域において採用しうる広報手段を用いて地域住民等に行うものとします。

なお、土地、建物等の所有者のうち、当該地域に在住しない者に対する周知については、特別な影響を受ける地権者等を除き、十分な期間をとって当該地域に必要な事項を掲示することにより、足りるものとして運用します。

IV 地域まちづくりルール認定

- 1 規則第14条第1項に規定するルール案及び同条第2項に規定する添付する書類については、次のとおり、運用します。
 - (1) 地域まちづくりルール案に記述する事項
 - ア 地域の将来像、地域まちづくりの目標・方針
 - イ 具体的なルールの内容
 - ウ ルールの遵守を図るための具体的な措置

- (2) ルールの区域は、次の事項に該当することを要するものとします。
 - ア 地域の境界を地形、地物等により明示していること。
 - イ 地域まちづくりとして合意形成などが想定し得る区域設定をしており、市域又は行政区域の全域といった広域な区域設定をしていないこと。
 - ウ 歴史的、文化的又は地理的（地形地物）なつながりに配慮した区域設定をしていること。
 - エ 自治会・町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。
 - オ 地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
 - (3) 地域まちづくりルールに係る運用計画書に記述する事項
 - ア ルールの遵守を図るための運用体制等に関する計画
 - イ ルールの遵守を図るためのまちづくり活動等の計画
 - (4) 活動実績書に記述する事項
 - ア ルールの策定経緯
 - イ これまでの活動経過
 - ウ 活動による成果等
 - エ 関係団体との調整等の状況
 - (5) ルール内容の周知状況を示す書類、地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類として記述する事項
 - ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）
 - イ 地域住民等からの意見聴取の方法並びにその結果、意見の内容及びその意見への対応状況
 - ウ アンケートを行った場合、賛成した者の数及び賛成しない者の各意見
- 2 規則第 14 条第 3 項第 5 号の都市整備局長が定める事由とは、次に掲げるものとします。
- (1) 特定の事業等に反対を掲げるものではないこと。
 - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とするものではないこと。
 - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とするものではないこと。
 - (4) 公益を害する、又は害する恐れのあるものではないこと。
 - (5) ルールに基づく運用計画が、ルールの内容に沿って適切であり、地域まちづくり組織がルールを運用するにあたって支障等が認められないルールであること。
 - (6) 賛成しない者などについては、その意見表明の機会が確保されており、その内容が活動実績やアンケートなどの提出書類により明確に確認できること。
 - (7) ルールの区域内に一の地権者の大規模な土地がある場合、ルールの内容について、当該土地の地権者の理解及び支持が認められること。
 - (8) その他地域まちづくりの推進において不適切と認められるものではないこと。
- 3 規則第 14 条第 4 項の通知（同第 15 条第 2 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくりルール（認定・認定変更・認定延長）通知書（運用基準第 12 号様式）により行うものとします。
- 4 規則第 15 条第 3 項の軽微な変更については、次のとおり、運用します。
- (1) 軽微な変更と認める場合とは、次に掲げる事項とします。
 - ア 地域まちづくりルールの名称の変更（規則再掲）
 - イ 現況図、現況データ等の変更
 - ウ 町界の変更等によるルールの区域の境界の変更
 - エ その他市長が軽微な変更と認めるもの
 - (2) 軽微な変更の届け出は、地域まちづくりルール認定軽微変更届出書（運用基準第 13 号様式）を提出することにより行うものとします。この場合、当該届出書の提出は、E-mail で担当課あてに送信することにより行うことができるものとします。
- 5 規則第 17 条に定める廃止の届け出は、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地

域まちづくりルール廃止届出書（運用基準第 14 号様式）により市長に届け出るものとします。

- 6 条例第 12 条第 3 項に定める周知の方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、当該地域を対象とした新聞紙への掲載その他の当該地域において採用しうる広報手段を用いて地域住民等に行うものとします。

V 公表・閲覧・報告書

- 1 規則第 31 条第 1 項及び第 2 項のグループの登録、組織・プラン・ルールの認定の公表のその他広く市民等に周知する方法は、次のとおり、運用します。
 - (1) 組織・プラン・ルールの認定に関して、市長は、地域まちづくり組織認定簿（運用基準第 15 号様式）、地域まちづくりプラン認定簿（運用基準第 16 号様式）、地域まちづくりルール認定簿（運用基準第 17 号様式）を作成するものとし、当該認定簿をインターネットの利用及び所管課に備え置いて閲覧に供するものとします。
 - (2) 市長は、地域まちづくりグループ又は地域まちづくり組織に対して、地域まちづくりグループ登録簿又は(1)の認定簿を作成するため、連絡先等届出書（運用基準第 18 号様式）の提出を求めるものとします。
- 2 規則第 32 条第 1 項及び第 2 項の協議の概要等を示す書類の作成についての手順は、次のとおり、運用します。
 - (1) 市長は、ルール認定の際に地域まちづくり組織の意見を聴いて、四半期に一度又は協議の終了ごとに、認定ルールの運用状況に関して、地域まちづくり組織に対して報告を求めるものとします。
 - (2) (1)の報告の求めの通知は、地域まちづくりルール運用状況報告通知（運用基準第 19 号様式）により、地域まちづくりルールの認定時に報告を求めることとします。
 - (3) 地域まちづくり組織は、(2)の求めに基づき、地域まちづくりルール運用状況報告書（運用基準第 20 号様式及び第 21 号様式）により、市長へ報告するものとします。
 - (4) 市長は、(3)の報告を受けて、認定ルールの運用状況の一覧を作成するものとします。

附 則

（施行期日）

この運用基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月都支第 250 号局長決裁）

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この運用基準の施行の際現にこの運用基準による改定前の運用基準第 18 号様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。